

静岡市規則第73号

静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 8 年 3 月 31 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成20年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第2条第1項」を「第2条第1項及び第3項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 所長は、法第12条第3項の措置を解除したときは、児童虐待を行った疑いがある児童の保護者に面会・通信制限解除決定通知書により通知するものとする。

同条第1項第1号に規定する児童との面会
様式第10号及び様式第12号中
同条第1項第2号に規定する児童との通信
を

同条第1項第1号に規定する児童との面会
同条第1項第1号に規定する児童との通信
同条第3項に規定する児童との
同条第3項に規定する児童との
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。